【資料第2号】

「文の京」の区民憲章を考える区民会議及び会議録等の公開について(案) (区民会議申し合わせ事項)

1 傍聴について

(傍聴の申込)

(1) 傍聴者は、当日会場で先着順に受け付ける。

(傍聴希望者の募集)

(2) 事務局は区民会議の開催日時決定後速やかに区ホームページ及び区報(区報については発行スケジュールにより対応可能な場合のみ)等を用いて区民に周知し、傍聴希望者を募る。

(区民会議の傍聴)

- (3) 傍聴者の席は区民会議委員と別に設け、会議で発言することはできないものとする。 なお、傍聴者にアンケート用紙を配付し、区民会議の終了時に事務局が回収する。 (傍聴を認めない者)
- (4) 武器・凶器又は危険物を携帯した者、酩酊した者、異様の服装をなした者等、会場 の風紀を乱す恐れのある者については傍聴を認めない。

(秩序の維持)

(5) 傍聴者は、区民会議の許可なくして、録音をとり、又は撮影すること、騒ぎ立てる など議事を妨害することをしてはならない。

(秩序を乱す者への対応)

(6) 傍聴者が上記の申し合わせに違反したときは、会長はこれに退場を命じることができる。

(傍聴禁止等)

(7) 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴者は、すみやかに退場しなければならない。

(傍聴者に対する資料の取扱)

- (8) 区民会議資料は、原則として、傍聴者一人ひとりに配付し回収はしないこととする。 ただし、会長が特段の理由があると判断したときはその限りでない。
- 2 会議録等の公開について

(会議録の作成)

(1) 会議録は録音反訳で作成し、公開前に区民会議委員の承認を得るものとする。 (会議録等の公開)

- (2) 当日配付した資料は、翌日以降速やかに行政情報センターにおいて公開する。また、会議録は、区民会議委員の承認を得た後同様に公表する。
- (3) 区民会議の概要や資料などについては、可能な限り、区ホームページに掲載する。 (その他)
- (4) その他会議録等の公開について必要な事項は、区民会議において定める。